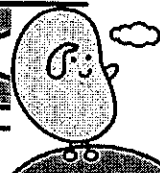


水・大気環境局 説明資料

第 58 回総合政策部会
(平成 23 年 4 月 20 日)



そらまめくん

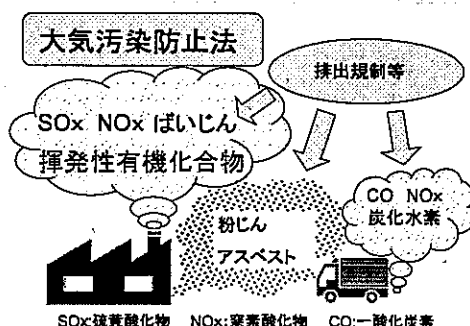
大気環境の状況

- 全国の都道府県・政令市で常時監視を実施（一般局1987局、自排局438局）
- 観測結果は「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」のホームページでリアルタイムで公表。
- 我が国の大気環境の状況は、全体としては改善の傾向。
- しかし、二酸化窒素（ NO_2 ）については、大都市圏において、特に自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っている。また、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況が極めて低く（1%以下）、近年、平均濃度が漸増傾向。

固定発生源対策

①ばい煙の排出規制等

- 大気汚染防止法に基づき、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等のばい煙を発生する施設について排出基準を設定し、規制等を実施。



②揮発性有機化合物(VOC)対策

- 平成22年度までに排出量の3割削減（平成12年度比）を目標とし、法規制等を推進。
- 光化学オキシダント及びSPMの生成に関する調査を実施し、シミュレーションの精度を向上。

③光化学オキシダント対策

- 光化学オキシダントの主な原因物質である NO_x ・VOC対策を推進。
- 平成19年の第9回日中韓三カ国環境大臣会合における合意に基づき、平成20年より「日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ」を開催するなどの国際的な取組を推進。

④アスベストによる大気汚染対策

- 大防法に基づき、アスベスト発生施設及びアスベスト排出作業に係る規制を実施。
- 建築物の解体工事等を中心に環境大気中のアスベスト濃度調査を実施。
- 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をHP等を通じて公表するとともに、マニュアルの内容の改訂中。
- 今後、モデル自治体を選定し、解体現場等を調査することで大防法の遵守状況を確認し、改善が必要な事項について対策を検討。

⑤有害大気汚染物質対策

- 大気中の濃度が低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される有害大気汚染物質の削減対策を実施。
- 平成22年10月の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リスト及び優先取組物質の見直しを行うとともに、優先取組物質のうち、ヒ素及びその化合物について指針値を設定。

自動車排出ガス対策

① 自動車単体の排出ガス規制

- ▶窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の規制（単体規制）を逐次強化。
- ▶平成22年7月の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第10次答申）」において、ディーゼルトラック・バスのNO_xに係る新たな許容限度目標値（平成28～30年実施）、E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策及びE10燃料規格の在り方を提示。引き続き、自動車排出ガス試験方法の国際調和等、今後の課題について対応を検討。
- ▶オフロード特殊自動車（ブルドーザ等）についても平成18年から排出ガス規制を実施し、平成23年に規制強化。

② 自動車NO_x・PM法の実施

- ▶対策地域（首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏）で車種規制を実施。
- ▶総量削減基本方針及び法の見直しについて、平成22年7月に中環審に諮問。平成23年3月に基本方針を変更し、対策の目標を、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を確保することとした。

燃料電池自動車



③ 低公害車の普及の促進

- ▶導入補助、税制、政策金融による普及支援等を実施。

④ 環境にやさしい自動車利用の促進

- ▶大気環境改善とともに地球温暖化対策にも資するエコドライブの普及を促進。また、環境的に持続可能な交通（EST）に向けては、全国27のモデル地域及び11のEST普及推進地域で活動を支援（平成21年度の事業仕分けにより支援を終了）。

微小粒子状物質（PM2.5）対策

- ▶平成21年9月に環境基準を告示。 ※PM2.5：粒径2.5μm以下の粒子状物質
- ▶平成22年から3年を目処に全国的な監視体制の整備を推進。自動測定機と標準測定法の等価性の評価やPM2.5の成分分析のためのガイドライン及びマニュアルを作成中。

騒音対策等

○騒音・振動・悪臭対策

- ▶騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づき、騒音、振動、悪臭の対策を推進。
- ▶交通騒音に係る環境基準の達成率は、長期的には緩やかな改善傾向にあるものの、新幹線や幹線道路近接空間ではなお低い。
※平成21年度環境基準達成率 新幹線鉄道騒音47.3%、道路交通騒音（近接空間）84.4%
- ▶騒音環境の更なる改善を図るため、沿道・沿線に関する土地利用対策の検討を実施。

○低周波音対策

- ▶近年注目されている風力発電施設から発生する騒音・低周波音の実態把握のための調査等を実施。

ヒートアイランド対策

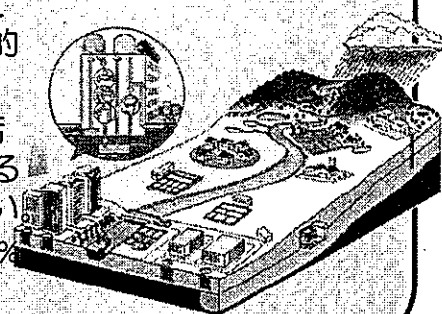
- ▶ヒートアイランド対策大綱（平成16年ヒートアイランド対策関係府省連絡会議決定）に基づき、関係府省と連携し、対策を推進。
- ▶民間事業者等が行う具体的なヒートアイランド対策を支援するクールシティ中枢街区パイロット事業（平成21年度の事業仕分けにより廃止）の結果を踏まえ、導入技術における効果の定量的評価や施工・維持管理に係る知見を取りまとめた運用マニュアルの策定を検討。

水環境の状況

○人の健康保護に係る環境基準（重金属類や有機塩素化合物など公共用水域27項目、地下水28項目。健康項目）は、ほぼ全国的に達成。

○生活環境保全に係る環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁（BOD・COD）は、全体としては徐々に改善の傾向にあるものの、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域での達成率はなお低い

※平成21年度環境基準達成率 全体87.6%、河川92.3%、海域79.2%、湖沼50.0%
※BOD：生物化学的酸素要求量、COD：化学的酸素要求量



水環境の保全対策

①環境基準及び排水基準の見直し(1,4-ジオキサン等)

▶平成21年11月に新たに1,4-ジオキサン等の環境基準を追加。現在、排水基準の見直しを検討。

・生活環境項目について現状の水環境をより適切に表現し、分かりやすい指標を導入する必要性が指摘。現在、湖沼・海域における下層DO及び透明度等を検討。

②公共用水域の水質保全対策

▶湖沼の水質保全対策

湖沼水質保全特別措置法に基づき、全国で11湖沼を指定湖沼に指定し、対策を実施。

▶閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等）の水質保全対策

COD、窒素及びりん汚濁負荷量の総量削減対策等の取組を実施（現在、第7次水質総量削減の開始に向け作業中）

▶特定海域（瀬戸内海、有明海・八代海）の環境保全対策

瀬戸内海環境保全特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置法に基づき、それぞれ対策を実施。

③地下水汚染対策

▶平成23年2月に「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」が答申。これを踏まえ、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出。

④水環境保全に関する普及啓発

▶平成20年6月「平成の名水百選」を選定。



六嘉湧水群・浮島
(熊本県上益城郡嘉島町)

⑤今後の水環境保全に関する検討

▶平成21年9月から検討会を開催し、今後の水環境施策の方向性を検討。平成23年3月、最終取りまとめ。最終取りまとめにおいては、これからの目指すべき方向、望ましい水環境像や保全の目標、そして今後の取組についての考え方を示すとともに、今後の取組に当たって考慮すべき事柄として4つの観点を提案。

⑥環境保全上健全な水循環の確保

▶「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」において、継続的な情報交換及び施策相互の連携・協力を推進。

土壤環境の保全対策

①市街地の土壤汚染対策

▶平成21年に「土壤汚染対策法」が改正され、規制対象を拡大（平成22年4月1日施行）。
現在、自然由来汚染への適切な対応を検討。

②農用地の土壤汚染対策

▶カドミウムによるコメの汚染等が確認された農用地の対策事業等を推進。

地盤環境保全対策

▶工業用水法及びビル用水法によって地下水採取を規制。

▶関係閣僚会議で決定した「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下防止対策を関係府
省で実施。

農薬の環境影響対策

▶水産動植物への影響や水質汚濁に係る審査基準（登録保留基準）を設定しているが、陸域
生物や生態系全体への影響評価が課題。

▶農薬の使用時の飛散による人への健康影響の防止等に向けた取組を推進。

海洋環境の保全対策

①条約対応

▶「海洋汚染防止法」に基づく廃棄物の海洋
投入処分に関する許可制度などにより海洋
汚染を防止。

▶バラスト水*管理条約の早期批准・早期発
行へ向けた取組を実施。

*船舶の安全航行のため、船舶内に取り込まれる水。導入・
排出時の生態系への影響が指摘されている。

②漂流・漂着ごみ問題への対応

▶平成21年に制定された「海岸漂着物処理
推進法」に基づき、実態把握、効果的かつ
適切な処理手法、発生源対策の検討等総合
的な対策を推進。

▶廃ポリタンクや医療系廃棄物などの外国由
来の海洋ごみについては、関係国への調査
依頼・申入を行うなどの対応を推進。



越境大気汚染対策

①酸性雨問題への対応

▶国内27箇所でも長期・継続的なモ
ニタリングを実施。

▶東アジア酸性雨モニタリングネッ
トワーク（EANET）を通じた活
動を実施。

②黄砂問題への対応

▶黄砂モニタリングネットワークを
整備。

▶平成20年から日中韓で黄砂共同
研究を開始。

③オゾンへの対応

▶平成20年から日中韓でオゾン汚染
に関する研究協力を開始。

大気・水分野横断的な取組

①効果的な公害防止の取組の促進

▶「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成23年4月1日に施行。

<改正の概要>

- ・事業者による記録改ざん等への厳正な対応
- ・排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進
- ・事業者による自主的な公害防止の取組の促進
- ・汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

②在日米軍に係る環境問題

▶日米地位協定に基づき、環境分科委員会の枠組みを通じて協議し対処。

③ダイオキシン類対策

▶ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対策を実施。

▶平成21年の排出総量は削減目標（平成22年において平成15年比で約15%削減）を達成。

国際的な取組

①コベネフィット・アプローチの推進

▶大気汚染や水質汚濁などの環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に実現するコベネフィット・アプローチは、途上国の温暖化対策として効果的。

▶平成22年11月には国際機関やアジア各国の参加の下、「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」が設立。

環境汚染対策

コベネフィット

温室効果ガス削減対策

(具体例)

- ・火力発電所の効率改善
- ・排水処理時のメタン回収・発電利用
- ・公共交通網の整備

②アジアEST地域フォーラム

▶アジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現に向け、国連地域開発センターと共に平成17年に設立した、アジア各国との政策対話。日本を含め22カ国が参加。

③アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

▶アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行う水環境のガバナンス強化を目指す取組。平成16年より開始し、日本を含め13カ国が参加。

④日中水環境協力

▶平成20年5月に締結した両国環境大臣間の覚書に基づき、中国農村部の6地域（重慶市、江蘇省泰州市など）で、現地に適した分散型排水処理技術を実証するためのモデル事業を実施中。本年度からは新たに窒素・りんの処理を対象としたモデル事業に着手予定。

○環境放射線等モニタリング調査

▶離島等（全国10か所）の、人による影響の少ない地域において、大気中の放射線等の自動モニタリング等を実施、その結果を「環境放射線等モニタリングデータ公開システム」のホームページで公開。